

監 査 報 告 書

令和5年5月9日

公益財団法人秋田県国際交流協会

理事長 佐 竹 敬 久 様

公益財団法人秋田県国際交流協会

監事

鈴木 明文



監事

田中 健史



私たち監事は、公益財団法人秋田県国際交流協会定款第25条第1項の規定により、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業年度における理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等からその職務の執行について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該年度に係る計算書類及びその附属明細書並びに財産目録について監査しました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

ア 事業報告は、法令及び定款に従い、当協会の状況を正しく示しているものと認めます。

イ 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及び附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及び附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。